

事前送付資料に対する委員からの御意見・御質問について

【第1章第2節 障害と障害のある人に対する理解の普及啓発】(23、24ページ)

No.	御意見・御質問	回答
	「現状と課題」の「長岡市障害者差別解消支援地域協議会を設置し、情報共有を図ることで、より適切な対応が図られるよう努めている」の加筆部分について	
1	修正前の「計画の方向」の記載では「長岡市障害者差別解消支援地域協議会を活用して、関係機関と連携しながら、民間事業者等への啓発活動に努めます。」とあったが、今回の修正では削除されている。削除した理由を教えてください。	普及啓発に関しては、障害者差別解消支援地域協議会において情報共有や活動報告が行っていますが、検討するまでにいたることがほとんどなかったため、表現から削除しました。 ただ、協議会においては、情報共有等を現に行っているため○公的な集会～の項目のあとに以下を追加します。 ○長岡市障害者差別解消支援地域協議会で障害者差別に関する情報共有や事例検討等を行い、民間事業者等への普及啓発に生かします。
2	関係機関が連携して障害者差別の解消を推進する方向性は今後も重要と考える。 「長岡市障害者差別解消支援地域協議会を活用して、関係機関と連携しながら、障害者差別に関する情報共有や啓発、障害者差別の解消を進展させる方策の検討を行います。」などの加筆修正を提案する。	

【第4章第1節 雇用・就労施策の推進】(40、41ページ)

No.	御意見・御質問	回答
	「計画の方向」の修正箇所「事業主に対し、障害者差別を禁止する障害者雇用促進法の趣旨等を理解してもらい、職場環境の改善等を促進する。」について、	
3	合理的配慮提供については、「職場環境の改善」の表現で記載されていますが、「差別的取扱いの禁止」についても記載する必要があると考える。	『計画の方向』に、職場における「差別的取扱いの禁止」「合理的配慮提供」「障害者からの相談に対応する体制整備」について、事業主に周知していくことを追加記載します。
4	平成25年改正障害者雇用促進法では、「差別的取扱いの禁止」と「合理的配慮提供」の実効性確保の観点から「障害者からの相談に対応する体制整備」も事業主に義務付けている。この点についても記載が必要と考える。	
5	平成25年改正障害者雇用促進法の内容については、新たな項目(○)を起こして記載することが適切と考える。	